

令和3年度 相談支援集団指導資料

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課

目次

ページ

- 基本方針 指定計画相談支援 指定障害児相談支援 2
- 基本方針 指定地域移行支援 指定地域定着支援 3
- 運営に関する基準注意点 4～
- 人員に関する基準の一部改正 8～
- 運営に関する基準の一部改正 8～
- 計画相談支援費 (障害児相談支援費) 12～
- 地域移行支援サービス費 地域定着支援サービス費 22～
- 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.2 (令和3年4月8日) 24～
- 相談支援従事者現任研修 29
- 変更届出等について 30

基本方針 指定計画相談支援 指定障害児相談支援

指定計画相談支援

1. 指定計画相談支援の事業は、利用者又は障害児の保護者(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われるものでなければならない。
2. 指定計画相談支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
3. 指定計画相談支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
4. 指定計画相談支援の事業は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものでなければならない。
5. 指定特定相談支援事業者は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者、指定居宅介護支援事業者(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。)、指定介護予防支援事業者(介護保険法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。)その他の関係者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めなければならない。
6. 指定特定相談支援事業者は、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
7. 指定特定相談支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。(新設)
8. 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めなければならない。(新設)

指定障害児相談支援

1. 指定障害児相談支援の事業は、障害児又は障害児の保護者(以下「障害児等」という。)の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児等の立場に立って、行われるものでなければならない。
2. 指定障害児相談支援の事業は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
3. 指定障害児相談支援の事業は、障害児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障害児等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
4. 指定障害児相談支援の事業は、当該障害児等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものでなければならない。
5. 指定障害児相談支援事業者は、市町村、障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めなければならない。
6. 指定障害児相談支援事業者は、自らその提供する指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
7. 指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。(新設)
8. 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めなければならない。(新設)

基本方針 指定地域移行支援 指定地域定着支援

指定地域移行支援

1. 指定地域移行支援の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。
2. 指定地域移行支援の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行われるものでなければならない。
3. 指定地域移行支援の事業を行う指定一般相談支援事業者(以下この章において「指定地域移行支援事業者」という。)は、自らその提供する指定地域移行支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
4. 指定地域移行支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。(新設)

指定地域定着支援

1. 指定地域定着支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切に行われるものでなければならない。
2. 指定地域定着支援の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行われるものでなければならない。
3. 指定地域定着支援の事業を行う指定一般相談支援事業者(以下この章において「指定地域定着支援事業者」という。)は、自らその提供する指定地域定着支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
4. 指定地域定着支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。(新設)

運営に関する基準注意点

(1)内容及び手続の説明及び同意

①重要事項の説明

サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、事業所の運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければなりません。（利用契約書、重要事項説明書の日付及び署名の記入漏れがないか、契約者は利用者本人であるかの確認をしてください。障害児相談の場合、契約者は障害児の保護者です。）

②利用契約書について

サービスの提供に当たっては、事業者は利用者との間で契約を行う必要がありますが、利用契約書の契約期間は、支給決定期間の範囲内であればなりません。契約の都度、利用契約書を作成するのであれば、自動更新規定を設けてください。例：「前項の契約期間満了の日に引き続き、利用者について相談支援給付費の支給が決定されたときは、その決定された期間本契約は更新するものとします。」

なお、契約書は2部作成し、1部を利用者等に交付し、双方が保管するようにしてください。

(2)契約内容の報告等

相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅延なく報告してください。

サービス等利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出してください。

(様式第29号)

契約内容（計画相談支援受給者証記載事項）報告書

令和 年 月 日

〒700-8546
岡山市鹿田町一丁目1-1
保健福祉会館7階 障害福祉課

岡山市長 様

事業者番号					
事業者及びその事業所の名称 代表者					

下記のとおり当事業者ととの契約内容（計画相談支援受給者証記載事項）について報告します。

記

報告対象者					
受給者証番号					
支給決定障害者（保護者）氏名		支給決定に係る障害児氏名			

契約締結又は契約内容変更による契約支給量等の報告

サービス内容	契約日及びサービス提供開始日	理由
		<input type="checkbox"/> 1 新規契約 <input type="checkbox"/> 2 契約の変更
		<input type="checkbox"/> 1 新規契約 <input type="checkbox"/> 2 契約の変更
		<input type="checkbox"/> 1 新規契約 <input type="checkbox"/> 2 契約の変更
		<input type="checkbox"/> 1 新規契約 <input type="checkbox"/> 2 契約の変更

既契約の契約支給量によるサービス提供を終了した報告

提供終了日	既契約のサービス提供を終了する理由
	<input type="checkbox"/> 1 契約の終了 <input type="checkbox"/> 2 契約の変更
	<input type="checkbox"/> 1 契約の終了 <input type="checkbox"/> 2 契約の変更
	<input type="checkbox"/> 1 契約の終了 <input type="checkbox"/> 2 契約の変更
	<input type="checkbox"/> 1 契約の終了 <input type="checkbox"/> 2 契約の変更

市町村記入欄
データ入力年月日
令和 年 月 日

受付印

(様式第29号)

契約内容（地域相談支援受給者証記載事項）報告書

令和 年 月 日

〒700-8546
岡山市鹿田町一丁目1-1
保健福祉会館7階 障害福祉課

岡山市長 様

事業者番号					
事業者及びその事業所の名称 代表者					

下記のとおり当事業者ととの契約内容（地域相談支援受給者証記載事項）について報告します。

記

報告対象者					
受給者証番号					
支給決定障害者（保護者）氏名		支給決定に係る障害児氏名			

契約締結又は契約内容変更による契約支給量等の報告

サービス内容	契約日及びサービス提供開始日	理由
		<input type="checkbox"/> 1 新規契約 <input type="checkbox"/> 2 契約の変更
		<input type="checkbox"/> 1 新規契約 <input type="checkbox"/> 2 契約の変更
		<input type="checkbox"/> 1 新規契約 <input type="checkbox"/> 2 契約の変更
		<input type="checkbox"/> 1 新規契約 <input type="checkbox"/> 2 契約の変更

既契約の契約支給量によるサービス提供を終了した報告

提供終了日	既契約のサービス提供を終了する理由
	<input type="checkbox"/> 1 契約の終了 <input type="checkbox"/> 2 契約の変更
	<input type="checkbox"/> 1 契約の終了 <input type="checkbox"/> 2 契約の変更
	<input type="checkbox"/> 1 契約の終了 <input type="checkbox"/> 2 契約の変更
	<input type="checkbox"/> 1 契約の終了 <input type="checkbox"/> 2 契約の変更

市町村記入欄
データ入力年月日
令和 年 月 日

受付印

(様式第29号)

契約内容（障害児相談支援受給者証記載事項）報告書

令和 年 月 日

〒700-8546
岡山市鹿田町一丁目1-1
保健福祉会館7階 障害福祉課

岡山市長 様

事業者番号					
事業者及びその事業所の名称 代表者					

下記のとおり当事業者ととの契約内容（障害児相談支援受給者証記載事項）について報告します。

記

報告対象者					
受給者証番号					
支給決定障害者（保護者）氏名		支給決定に係る障害児氏名			

契約締結又は契約内容変更による契約支給量等の報告

サービス内容	契約日及びサービス提供開始日	理由
		<input type="checkbox"/> 1 新規契約 <input type="checkbox"/> 2 契約の変更
		<input type="checkbox"/> 1 新規契約 <input type="checkbox"/> 2 契約の変更
		<input type="checkbox"/> 1 新規契約 <input type="checkbox"/> 2 契約の変更
		<input type="checkbox"/> 1 新規契約 <input type="checkbox"/> 2 契約の変更

既契約の契約支給量によるサービス提供を終了した報告

提供終了日	既契約のサービス提供を終了する理由
	<input type="checkbox"/> 1 契約の終了 <input type="checkbox"/> 2 契約の変更
	<input type="checkbox"/> 1 契約の終了 <input type="checkbox"/> 2 契約の変更
	<input type="checkbox"/> 1 契約の終了 <input type="checkbox"/> 2 契約の変更
	<input type="checkbox"/> 1 契約の終了 <input type="checkbox"/> 2 契約の変更

市町村記入欄
データ入力年月日
令和 年 月 日

受付印

運営に関する基準注意点

(3)提供拒否の禁止

事業者は、正当な理由がなく、サービスの提供を拒んではなりません。

【正当な理由とは】

- ・当該事業所の現員では利用申込に応じきれない場合・利用申込者の居住地が当該事業所の通常の実施地域外の場合
- ・主たる対象とする障害の種類が異なる場合

(4)受給者証の確認

相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、相談支援給付費の支給対象者であること、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認すること。（受給者証の写しを保管することが望ましい。）

(5)給付費の額に係る通知等

事業者が、法定代理受領により、市町村から給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、給付費の額を通知しなければなりません。

【留意点】市町村から給付費を受領する前に通知している事例があります。必ず受領日（通常はサービス提供月の翌々月の15日）以降に通知してください。

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

利用者名 様

利用者名 様

利用者名 様

指定特定相談支援事業者名
代表者名印
連絡先

指定一般相談支援事業者名
代表者名印
連絡先

指定障害児相談支援事業者名
代表者名印
連絡先

計画相談支援給付費の受領のお知らせについて
(法定代理受領のお知らせ)

地域相談支援給付費の受領のお知らせについて
(法定代理受領のお知らせ)

障害児相談支援給付費の受領のお知らせについて
(法定代理受領のお知らせ)

利用者名 様に提供した下記のサービスに要した費用について、岡山市から下記のとおり利用者様に代わり支払いを受けましたので、お知らせします。

このお知らせの内容に疑義がある場合は、当事業所もしくは岡山市にお問い合わせ下さい。

記

サービス提供年月	令和 年 月
サービス内容	
受領日	令和 年 月 日
代理受領金額	金 円

利用者名 様に提供した下記のサービスに要した費用について、岡山市から下記のとおり利用者様に代わり支払いを受けましたので、お知らせします。

このお知らせの内容に疑義がある場合は、当事業所もしくは岡山市にお問い合わせ下さい。

記

サービス提供年月	令和 年 月
サービス内容	
受領日	令和 年 月 日
代理受領金額	金 円

利用者名 様に提供した下記のサービスに要した費用について、岡山市から下記のとおり利用者様に代わり支払いを受けましたので、お知らせします。

このお知らせの内容に疑義がある場合は、当事業所もしくは岡山市にお問い合わせ下さい。

記

サービス提供年月	令和 年 月
サービス内容	
受領日	令和 年 月 日
代理受領金額	金 円

運営に関する基準注意点

(6) 勤務体制の確保等

①従業者の勤務体制の確保等

事業者は、利用者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければなりません。

【留意点】

- 勤務表を従業者に周知し、適切な支援ができるよう管理を行ってください。また、管理者についても勤務表を作成してください。
- 代表や役員等が、管理者や従業者として勤務する場合にも、勤務表に記載してください。
- 勤務表を作成する際には、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種等を明記してください。

②研修の機会の確保

事業者は、従業者のために、その研修の機会を確保しなければなりません。研修機関が実施する研修や事業所内での研修への参加の機会を計画的に確保してください。

【留意点】

- 従業者の個別判断とし、研修の機会を付与していない事例があります。
- 非常勤の従業者も対象となりますので、必ず研修を受講できるようにしてください。
- 従業者が研修を受けた場合は、その日付、内容、受講者名を記録し、この記録を元に次年度の計画を作成するなど、計画的に行ってください。

(7) 掲示

事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制等を記載した重要事項を掲示しなければなりません。（ファイル綴じでも可能。）

【留意点】

体制整備加算（※）を算定している場合は、各加算を算定するための要件となる研修を修了した相談支援専門員を配置している旨が分かるよう、掲示すること。

※行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算、精神障害者支援体制加算、ピアサポート体制加算

(8) 秘密保持等

①従業者及び管理者による秘密保持

事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはなりません。

②従業者及び管理者であった者による秘密保持

事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、雇用時に誓約書を徴するなど必要な措置を講じなければなりません。

③個人情報の使用に関する同意

事業者は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族に関する個人情報を用いる際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければなりません。

運営に関する基準注意点

(9) 苦情解決

事業者は、その提供した支援等に関する利用者又はその家族からの苦情へ迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、苦情の内容等を記録しなければなりません。

【留意点】

- 苦情解決責任者や苦情受付担当者を専任するとともに、苦情窓口や受付方法などを整備し、利用申込時に周知しなければなりません。
- 迅速な対応のため、苦情解決の手順等のルールを定めるとともに、従業者に周知してください。

(10) 利益収益等の禁止

事業者及びその従業者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

人員に関する基準の一部改正 令和三年四月一日から施行

基準省令（従たる事業所を設置する場合における特例） <計画相談支援「計画」 障害児相談支援「児」>

第四条の二 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所における主たる事業所（次項において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（次項において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者のうちそれぞれ一人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する相談支援専門員でなければならない。

解釈通知 厚生労働省 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00007.html

・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000789568.pdf>

・ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について <https://www.mhlw.go.jp/content/000789574.pdf>

運営に関する基準の一部改正 令和三年四月一日から施行

基準省令（指定計画相談支援の具体的取扱方針） 第十五条第2項第十一号 サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（第二十二条第三項第一号及び第二十八条の二第一号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

解釈通知（15）運営規程（基準第19条）

① 従業者の職種、員数及び職務の内容（第2号）

従業者については、相談支援専門員とその他の従業者に区分し、員数及び職務の内容を記載することとする。なお、従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、基準第3条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない（基準第5条に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても同様とする。）

⑤ 虐待の防止のための措置に関する事項（第7号）

オ 基準第28条の2第1項の虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）の設置等に関すること

基準省令（勤務体制の確保等）

第二十条第4項 指定特定相談支援事業者は、適切な指定計画相談支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

運営に関する基準の一部改正 令和三年四月一日から施行

基準省令（業務継続計画の策定等）

第二十条の二 指定特定相談支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定計画相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定特定相談支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施しなければならない。

3 指定特定相談支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）令和6年4月1日以降は義務化（3年間は努力義務）

障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html

基準省令（衛生管理等）

第二十二條 1～2（略）

3 指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定特定相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（6月に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定特定相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定特定相談支援事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施すること。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）令和6年4月1日以降は義務化（3年間は努力義務）

感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

基準省令（掲示等）

第二十三條（略）

2 指定特定相談支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定特定相談支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

基準省令（虐待の防止）

第二十八條の二 指定特定相談支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定特定相談支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定特定相談支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（虐待防止に係る経過措置）令和4年度から義務化（令和3年度は努力義務）

障害者虐待防止の理解と対応

<https://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf>

運営に関する基準の一部改正 令和三年四月一日から施行

解釈通知(25) 虐待の防止（基準第28条の2）

① 同条第1項の虐待防止委員会の役割は、

- ・ 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）
- ・ 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）
- ・ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）の3つがある。

虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。

なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。

虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、

委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。

なお、**虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要である。**

指定計画相談支援事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。

具体的には、次のような対応を想定している。

ア 虐待（不適切な対応事例も含む）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。

イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。

ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。

エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。

オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。

カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。

キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。

② 指定計画相談支援事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。

ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

オ 虐待発生時の対応に関する基本方針

カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

③ 同条第2項の従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定計画相談支援事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、**定期的な研修を実施（年1回以上）**するとともに、**新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要**である。

また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。

④ 同条第3項の虐待防止のための**担当者については、相談支援専門員を配置すること。**

運営に関する基準の一部改正 令和三年四月一日から施行

(虐待の防止に係る経過措置)

令和4年度から義務化（令和4年3月31日までの間、努力義務）

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

令和6年度から義務化（令和6年3月31日までの間、努力義務）

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

令和6年度から義務化（令和6年3月31日までの間、努力義務）

運営に関する基準の一部改正 令和三年七月一日から施行

基準省令（電磁的記録等）

第三十一条指定特定相談支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定特定相談支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

計画相談支援費

(障害児相談支援費)

1 計画相談支援費

イ サービス利用支援費

- ・機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ) 1,864単位
- ・機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ) 1,764単位
- ・機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ) 1,672単位
- ・機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ) 1,622単位
- ・サービス利用支援費(Ⅰ) 1,522単位
- ・サービス利用支援費(Ⅱ) 732単位

ロ 継続サービス利用支援費

- ・機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ) 1,613単位
- ・機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ) 1,513単位
- ・機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ) 1,410単位
- ・機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ) 1,360単位
- ・継続サービス利用支援費(Ⅰ) 1,260単位
- ・継続サービス利用支援費(Ⅱ) 606単位

<計画相談支援費の基準を掲載しています。>

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号。以下「算定告示」という。）別表の1の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準

イ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)及び機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 他の指定特定相談支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号。以下「指定基準」という。）第三条第一項に規定する指定特定相談支援事業所をいう。以下同じ。）と一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (一) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的で開催していること。
- (二) 二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- (三) 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員（指定基準第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）に対し、相談支援従事者現任研修（指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第百二十七号）第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。以下同じ。）を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。
- (四) 基幹相談支援センター（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センターをいう。以下同じ。）等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）を提供していること。
- (五) 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。

計画相談支援費

- (六) 運営規程（指定基準第十九条に規定する運営規程をいう。第八号において同じ。）において、市町村により地域生活支援拠点等（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十六号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等をいう。第八号において同じ。）として位置付けられていることを定めていること。
- (七) 当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。
- (八) 当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、それぞれ専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を一名以上配置していること。
- (九) 当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、それぞれ取扱件数（算定告示別表の1の注1に規定する取扱件数をいう。（2）において同じ。）が四十未満であること。
- (2) (1)に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (一) イの(1)の(一)から(五)までの基準に適合すること。
 - (二) 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。
 - (三) 取扱件数が四十未満であること。
- ロ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)及び機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)
 - 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - (1) 略
 - (2) (1)に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (一) イの(1)の(一)から(五)までの基準に適合すること。
 - (二) イの(2)の(三)の基準に適合すること。（(三) 取扱件数が四十未満であること。）
 - (三) 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。
- ハ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)及び機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ)
 - 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - (1) 略
 - (2) (1)に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (一) イの(1)の(一)及び(三)から(五)までの基準に適合すること。
 - (二) イの(2)の(三)の基準に適合すること。（(三) 取扱件数が四十未満であること。）
 - (三) 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を二名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。
- ニ 機能強化型サービス利用支援費及び機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)
 - 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (1) ハの(2)の(一)及び(二)の基準に適合すること。
 - (2) 専ら指定計画相談支援の提供に当たる相談支援専門員を二名以上配置し、かつ、そのうち一名以上を常勤とするとともに、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

計画相談支援費

年 月 日

計画相談支援・障害児相談支援における
機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費に係る届出書

事業所名	
異動等区分	1 新規 2 変更 3 終了
届出項目	1 機能強化型(継続)サービス利用支援費(I) 2 (II) 3 (III) 4 (IV) ※

※機能強化型(継続)障害児支援利用援助費についても同様。

<p>① 常勤かつ専任の相談支援専門員を配置している。 機能強化型(継続)サービス利用支援費の算定にかかる相談支援専門員の配置状況</p> <table border="1"> <tr> <td>常勤の相談支援専門員※</td> <td>計</td> <td>人</td> <td>内専従</td> <td>人</td> <td>内兼務</td> <td>人</td> </tr> </table> <p>※ 機能強化型(継続)サービス利用支援費(IV)の場合は常勤でない相談支援専門員も含めて計上する。 ※ 業務に支障のない範囲で、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務している者を内兼務に計上する。 ※ 同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、その業務を兼務している場合も内専従に計上する。(以下も同様)</p> <table border="1"> <tr> <td>上記のうち常勤専従かつ現任研修(※)修了者の人数</td> <td>人</td> <td>(※)主任研修修了者を含む。</td> </tr> </table>	常勤の相談支援専門員※	計	人	内専従	人	内兼務	人	上記のうち常勤専従かつ現任研修(※)修了者の人数	人	(※)主任研修修了者を含む。	有・無
常勤の相談支援専門員※	計	人	内専従	人	内兼務	人					
上記のうち常勤専従かつ現任研修(※)修了者の人数	人	(※)主任研修修了者を含む。									
② 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催している。	有・無										
③ 24時間常時連絡できる体制を整備している。	有・無										
④ 当該指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施している。	有・無										
⑤ 基幹相談支援センター等からの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。	有・無										
⑥ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。	有・無										
⑦ 1人の相談支援専門員の取扱件数(前6月平均)が40件未満である。	有・無										

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。

※ 当該届出様式は標準様式とする。

年 月 日

計画相談支援・障害児相談支援における
機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費に係る届出書
(複数の指定特定(障害児)相談支援事業所により一体的に管理運営を行う場合)

事業所名	
異動等区分	1 新規 2 変更 3 終了
届出項目	1 機能強化型(継続)サービス利用支援費(I) 2 (II) 3 (III) ※

※機能強化型(継続)障害児支援利用援助費についても同様。

<p>① 常勤かつ専任の相談支援専門員を配置している。 機能強化型(継続)サービス利用支援費の算定にかかる相談支援専門員の配置状況(合計)</p> <table border="1"> <tr> <td>常勤の相談支援専門員※</td> <td>計</td> <td>人</td> <td>内専従</td> <td>人</td> <td>内兼務</td> <td>人</td> </tr> </table> <p>※ 業務に支障のない範囲で、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務している者を内兼務に計上する。 ※ 同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、その業務を兼務している場合も内専従に計上する。(以下も同様)</p> <table border="1"> <tr> <td>上記のうち常勤専従かつ現任研修(※)修了者の人数</td> <td>人</td> <td>(※)主任研修修了者を含む。(以下も同様)</td> </tr> </table> <p>それぞれの事業所における相談支援専門員の配置状況</p> <p>(1) 事業所名 (当該事業所)</p> <table border="1"> <tr> <td>常勤の相談支援専門員</td> <td>計</td> <td>人</td> <td>内専従</td> <td>人</td> <td>内兼務</td> <td>人</td> </tr> </table> <p>上記のうち常勤専従かつ現任研修修了者の人数 人</p> <p>(2) 事業所名 (他の事業所)</p> <table border="1"> <tr> <td>常勤の相談支援専門員</td> <td>計</td> <td>人</td> <td>内専従</td> <td>人</td> <td>内兼務</td> <td>人</td> </tr> </table> <p>上記のうち常勤専従かつ現任研修修了者の人数 人</p> <p>※ 記載欄が不足する場合は適宜欄を追加すること(別紙可)</p>	常勤の相談支援専門員※	計	人	内専従	人	内兼務	人	上記のうち常勤専従かつ現任研修(※)修了者の人数	人	(※)主任研修修了者を含む。(以下も同様)	常勤の相談支援専門員	計	人	内専従	人	内兼務	人	常勤の相談支援専門員	計	人	内専従	人	内兼務	人	有・無
常勤の相談支援専門員※	計	人	内専従	人	内兼務	人																			
上記のうち常勤専従かつ現任研修(※)修了者の人数	人	(※)主任研修修了者を含む。(以下も同様)																							
常勤の相談支援専門員	計	人	内専従	人	内兼務	人																			
常勤の相談支援専門員	計	人	内専従	人	内兼務	人																			
①-a 協働体制を確保する事業所間において、協定を締結している。	有・無																								
①-b 機能強化型サービス利用支援費算定の要件を満たしているかについて、事業所間において定期的(月1回)に確認が実施されている。	有・無																								
①-c 原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会を月2回以上共同開催している。	有・無																								
② 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催している。	有・無																								
③ 協働体制を確保する事業所全体として24時間常時連絡できる体制を整備している。	有・無																								
④ 当該指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施している。	有・無																								
⑤ 基幹相談支援センター等からの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。	有・無																								
⑥ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。	有・無																								
⑦ 運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めていること。	有・無																								
⑧ 1人の相談支援専門員の取扱件数(前6月平均)がそれぞれ40件未満である。	有・無																								

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。

※ 当該届出様式は標準様式とする。

計画相談支援費

留意事項通知 1 計画相談支援費の算定について (1) 基本的な取扱いについて

指定計画相談支援の提供に当たっては、計画相談支援基準に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。

① 指定サービス利用支援

- (一) サービス等利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族への面接等（第15条第2項第6号）
- (二) サービス等利用計画案の利用者又はその家族への説明並びに利用者又は障害児の保護者の文書による同意（同項第9号及び第12号）
- (三) サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の利用者又は障害児の保護者及び担当者への交付（同項第10号及び第13号）
- (四) サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取（同項第11号）

② 指定継続サービス利用支援

- (一) 利用者の居宅等への訪問による利用者又は障害児の保護者への面接等（同条第3項第2号）
- (二) サービス等利用計画の変更についての①の(一)から(四)までに準じた手続の実施（同条第3項第3号により準用する同条第2項第6号、第11号から第13号まで）

③ 機能強化型サービス利用支援費（機能強化型継続サービス利用支援費）の取扱いについて

(一) 趣旨

機能強化型サービス利用支援費は、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的とするものである。

(二) 基本的取扱方針

当該報酬の対象となる事業所は、

- ・ 公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること
- ・ 常勤かつ専従の相談支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に支援できる体制が整備されており、市町村や基幹相談支援センター等との連携体制が確保されているほか、協議会との連携や参画が強く望まれるものである。

本報酬については、こうした基本的な取扱方針を十分に踏まえ、支援困難ケースを含めた質の高いマネジメントを行うという趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。

(三) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第180号。以下「厚生労働大臣が定める基準」という。）の具体的運用方針

厚生労働大臣が定める基準における各要件の取扱いについては、次に定めるところによること。

ア 機能強化型サービス利用支援費（I）について

(ア) (1)関係 略

(イ) (1)の(一)関係

「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は、次の要件を満たすものでなければならないこと。

a 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。

- (a) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針
- (b) 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策
- (c) 地域における事業者や活用できる社会資源の状況
- (d) 保健医療及び福祉に関する諸制度

計画相談支援費

- (e) アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術
- (f) 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針
- (g) その他必要な事項

b 議事については、記録を作成し、5年間保存しなければならないこと。

c 「定期的」とは、概ね週1回以上であること。

なお、一体的に管理運営を行う事業所であってア(ア)cに定める会議を開催した週については、当該会議をもって本会議を開催したこととして差し支えない。

(ウ) (1)の(二)関係

24時間連絡可能な体制とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものであり、当該事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等も可能であること。

(エ) (1)の(三)関係

相談支援従事者現任研修（以下「現任研修」という。）を修了した相談支援専門員の同行による研修については、当該相談支援専門員が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとする。

なお、一体的に管理運営を行う事業所のうち、現任研修を修了した相談支援専門員が配置されていない事業所に新規に採用した従業者がいる場合、他の一体的に管理運営を行う事業所に配置された現任研修修了者から適切な指導を行う必要がある。

(オ) (1)の(四)関係

機能強化型サービス利用支援費算定事業所については、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのため、常に基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会との連携を図らなければならないこと。

(カ)～(ク) 略

(ケ) (1)の(九)関係

取扱件数については、当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所においてそれぞれ40件未満であること。

また、取扱件数は、1月の当該指定特定相談支援事業所全体の計画相談支援対象障害者等の数の前6月の平均値（以下「計画相談支援対象障害者等の平均数」という。）を、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の員数の前6月の平均値（以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数とする。

なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含むものとする。

(コ) (2)関係

アの(ア)に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所にあつては、厚生労働大臣が定める基準第1号イの(2)の(一)及び(三)については、アの(イ)～(オ)及び(ケ)の規定を準用すること。

厚生労働大臣が定める基準第1号イの(2)の(二)については、常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。

ただし、3名（現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。

また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該3名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。

計画相談支援費

イ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)について

略

なお、厚生労働大臣が定める基準第1号口の(1)の(一)については、アの(イ)～(カ)まで、(ク)及び(ケ)の規定を準用すること。

厚生労働大臣が定める**基準第1号口の(2)の(三)**については、**常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。**

ただし、2名（現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。

また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該2名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。

ウ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)について

略

なお、厚生労働大臣が定める基準第1号ハの(1)の(一)については、アの(イ)、(エ)～(カ)まで及び(ケ)の規定を準用すること。

厚生労働大臣が定める**基準第1号ハの(2)の(三)**については、**常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。ただし、現任研修を修了した相談支援専門員1名を除いた相談支援専門員については、指定特定相談支援事業所の業務に支障がないと市町村が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。**また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該1名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。

エ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)について

厚生労働大臣が定める**基準第1号ニの(2)**については、**専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が現任研修を修了した常勤の相談支援専門員**であること。

厚生労働大臣が定める基準第1号ニの(1)については、アの(イ)、(エ)、(オ)及び(ケ)の規定を準用すること。

なお、機能強化型継続サービス利用支援費の取扱いについても同様である。

初期加算

300単位/月（障害児相談支援費初期加算500単位/月）

(1) 新規にサービス等利用計画を作成する場合

(2) 計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等を利用する月の前6月間において障害福祉サービス及び地域相談支援を利用していない場合

(3) 指定計画相談支援に係る契約をした日からサービス等利用計画案を交付した日までの期間が3ヶ月を超える場合であって、3ヶ月が経過する日以後に月2回以上、利用者の居宅等に訪問し面接を行った場合

なお、上記(3)の要件を満たす場合については、その月分の初回加算に相当する額を加えた単位（所定単位数に当該面接を行った月の数（3を限度とする。）を乗じて得た単位数）を加算するものである。

ただし、初回加算の算定月から、前6月間において居宅介護支援事業所等連携加算を算定している場合は、初回加算を算定できない。

主任相談支援専門員配置加算

100単位/月

相談支援従事者主任研修を修了した常勤かつ専従の主任相談支援専門員を1名以上配置し、当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所の従業者又は当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に算定できるものである。

計画相談支援費

なお、ここでいう「研修を実施した場合」とは次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていなければならない。

ア 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催

イ 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施

ウ 当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言

エ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等への主任相談支援専門員の参加

この加算を算定する場合は、研修を修了した主任相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。

入院時情報連携加算

① 入院時情報連携加算(Ⅰ) 200単位/月

医療機関へ出向いて、当該医療機関の職員と面談し、必要な情報を提供した場合に所定単位数を加算する。

② 入院時情報連携加算(Ⅱ) 100単位/月

①以外の方法により必要な情報を提供した場合に所定単位数を加算する。

利用者1人につき1月に1回を限度

情報提供を行った日時、場所(医療機関へ出向いた場合)、内容、提供手段(面談、FAX等)等について記録(基準省令第30条第2項に規定する記録をいう。以下同じ。)を作成し、5年間保存すること。なお、情報提供の方法としては、サービス等利用計画等の活用が考えられる。

退院・退所加算

200単位/回

病院若しくは診療所又は障害者支援施設等へ入院、入所等をしていただいた利用者が退院、退所し、障害福祉サービス又は地域相談支援(以下、第4において「障害福祉サービス等」という。)を利用する場合において、当該利用者の退院、退所に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の利用に関する調整を行い、当該利用者が障害福祉サービス等の支給決定を受けた場合に加算するものである。

利用者1人につき、入院・入所中に3回を限度。ただし、初回加算を算定する場合、当該加算は算定できない。

退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存すること。

居宅介護支援事業所等連携加算

当該加算は、これまで障害福祉サービス等を利用していた利用者が、介護保険サービスを利用する場合又は通常の事業所に新たに雇用される場合であって、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所、雇用先の事業所、又は障害者就業・生活支援センター等(以下「関係機関」という。)へ引継ぐ場合において、一定期間を要するものに対し、当該利用者を担当している相談支援専門員が、情報提供を行い支援内容の検討等に協力する場合、居宅等への月2回以上の訪問による面接を行った場合、関係機関が開催する会議への参加を行った場合のいずれかの場合において、所定単位数を加算する。算定回数について障害福祉サービスの利用中は2回、利用終了後(6か月以内)は月1回を限度とする。

・居宅介護支援等の利用に関し

①情報提供を文書により実施した場合 ①100単位/月

②月2回以上、利用者の居宅等に訪問し面接を行った場合 ②300単位/月

③他機関の主催する利用者の支援の検討等を行う会議に参加した場合 ②300単位/月

計画相談支援費

- ・就職者に対し
- ①情報提供を文書により実施した場合 ①100単位/月
 - ②月2回以上、利用者の居宅等に訪問し面接を行った場合 ②300単位/月
 - ③他機関の主催する利用者の支援の検討等を行う会議に参加した場合 ②300単位/月

ただし、指定サービス利用支援費、指定継続サービス利用支援費、入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定している月は、当該加算は算定できない。面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、（会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成）、5年間保存すること。

保育・教育等移行支援加算（障害児相談支援費）

保育所等の利用や就学、就職等に伴い保育所、特別支援学校、企業又は障害者就業・生活支援センター等との引継ぎに一定期間を要する利用者に対し、一定の支援を行った場合（障害福祉サービス等の利用期間内においては、訪問、会議参加、情報提供それぞれ2回を限度。利用終了後6か月以内においてはそれぞれ月1回を限度）

- ①情報提供を文書により実施した場合 ①100単位/月
- ②月2回以上、利用者の居宅に訪問し面接を行った場合 ②300単位/月
- ③他機関の主催する利用者の支援の検討等を行う会議に参加した場合 ②300単位/月

医療・保育・教育機関等連携加算 100単位/月

利用者が利用する病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の職員と面接等を行い、必要な情報提供を受け協議等を行った上で、サービス等利用計画を作成した場合に加算する。利用者1人につき1月に1回を限度。

当該加算は、初回加算を算定する場合又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は算定することができないものであること。情報提供の内容や手段、日時等を記録し5年間保存すること。

集中支援加算 300単位/月

当該加算は計画決定月及びモニタリング対象月以外の業務について、月2回以上の居宅等への訪問による面接を行った場合、サービス担当者会議を開催した場合、関係機関が開催する会議へ参加した場合に所定単位数を加算する。

ただし、当該加算は、緊急的、臨時的な取扱いであり、頻回に算定が必要となる利用者については、モニタリング頻度を改めて検証する必要があることに留意すること。

次の①～③のいずれか該当する場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度としてそれぞれ加算する。

- ①障害福祉サービスの利用に関して、利用者等の求めに応じ、利用者の居宅等（障害児の場合は居宅に限る。）を訪問し、利用者及び家族との面接を月に2回以上実施した場合。
- ②利用者本人及び障害福祉サービス事業者等が参加するサービス担当者会議を開催した場合
- ③障害福祉サービスの利用に関連して、病院、企業、保育所、特別支援学校又は地方自治体等からの求めに応じ、当該機関の主催する会議へ参加した場合。

サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存すること。

サービス担当者会議実施加算 100単位/月

継続サービス利用支援の実施時において、利用者の居宅等を訪問し利用者に面接することに加えて、サービス等利用計画に位置付けられた福祉サービス等の担当者を招集して、利用者等の心身の状況等やサービスの提供状況について確認するとともに、計画の変更その他便宜の提供について検討を行った場合に加算する。利用者1人につき1月に1回を限度。

サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存すること。

計画相談支援費

サービス提供時モニタリング加算

100単位/月

継続サービス利用支援の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等を提供する事業所又は当該障害福祉サービス等の提供場所を訪問し、サービス提供場を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算する。利用者1人につき、1か月に1回を限度、かつ相談支援専門員1人当たり1月に39人を限度。サービスの提供状況や提供時の利用者の状況を記載した記録を5年間保存すること。

行動障害支援体制加算

35単位/月

行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談支援を実施するために、各都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、行動障害のある障害者へ適切に対応できる体制が整備されていることを公表している場合に加算する。この加算を算定する場合は、研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出ること。

要医療児者支援体制加算

35単位/月

人工呼吸器を装着している障害児者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児者等（以下「医療的ケア児等」という。）に対して適切な計画相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制が整備されていることを公表している場合に加算する。この加算を算定する場合は、研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出ること。

精神障害者支援体制加算

35単位/月

精神科病院等に入院する障害者等及び地域において単身生活等をする精神障害者等に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、精神障害者等へ適切に対応できる体制が整備されていることを公表している場合に加算する。この加算を算定する場合は、研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出ること。

ピアサポート体制加算

100単位/月

次の①～③いずれにも適合する場合に算定する。
①地域生活支援事業として行われる研修（障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものであって次のア、イに掲げるものを指定特定相談支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置している場合
ア 障害者総合支援法第4条第1項に規定する障害者又は障害者であったと市町村長が認める者
イ 管理者、相談支援専門員その他指定計画相談支援に従事する者
②①に掲げる者のいずれかにより、当該指定特定相談支援事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。
③①に掲げる者を配置していることを公表していること。
事前に届出が必要。

地域生活支援拠点等相談強化加算

700単位/回

地域生活支援拠点等である指定特定相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急の支援が必要な事態が生じた者が指定短期入所を利用する場合において、指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整を行った場合には、当該要支援者1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

計画相談支援費

当該加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定対象である旨を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存すること。

地域体制強化共同支援加算

当該加算は、支援が困難な計画相談支援対象障害者等に対して、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員と福祉サービスを提供する事業者の職員等（以下「支援関係者」という。）が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会等に報告を行った場合には、当該計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として加算する。

当該加算の対象となる会議を行った場合は、別途定める内容を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存すること。

2000単位/回

年 月 日

主任相談支援専門員配置加算に係る届出書（相談支援事業所）

事業所名			
異動等区分	1 新規	2 変更	3 終了
修了者名			
公表の有無	有・無		
公表の方法			

① 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催している。	有・無
② 当該指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、主任相談支援専門員の同行による研修を実施している。	有・無
③ 当該指定特定相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対し、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として指導、助言を行っている。	有・無
④ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。	有・無
⑤ 他の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び一般相談支援事業所の従業者に対して上記①～③に該当する業務を実施している。 (任意。ただし、自事業所に他の職員が配置されていない等、①～③を自事業所内で実施することが困難な場合は必須。)	有・無

※ 根拠となる修了証等の写しを別途添付すること。

※ 当該届出様式は標準様式とする。

(審査要領)

- ①～④がすべて有の場合算定可。ただし、自事業所での実施が困難と判断される場合であって④、⑤が有の場合、①～③は無であってもよい。

年 月 日

ピアサポート体制加算に関する届出書

事業所・施設名称				
1 異動区分	① 新規 ② 変更 ③ 終了			
2 障害者ピアサポート研修(これに準ずる研修を含む)を修了した職員	<障害者又は障害者であった者>			
	職種	氏名	研修の実施主体及び委託先等の名称	修了した研修の名称
		常勤	非常勤	合計
	実人員	人	人	人
	常勤換算方法による員数	人	人	人 (0.5以上であること)
	<その他の職員>			
	職種	氏名	研修の実施主体及び委託先等の名称	修了した研修の名称
	常勤	非常勤	合計	
実人員	人	人	人	
常勤換算方法による員数	人	人	人 (0.5以上であること)	

備考1 「異動区分」欄については、該当する番号に○を付してください。

2 研修を修了した職員は、<障害者又は障害者であった者>及び<その他の職員>それぞれ常勤換算方法で0.5以上を配置（併設する事業所（指定自立生活援助事業所、指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定計画相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所に限る。）の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で0.5以上になる場合を含む）してください。ただし、令和6年3月31日までは<その他の職員>が配置されていなくても算定可能。

3 <障害者又は障害者であった者>の職種は、サービス管理責任者、地域生活支援員、地域移行支援従事者、地域定着支援従事者、相談支援専門員、計画相談支援に従事する者、障害児相談支援に従事する者、<その他の職員>の職種は、管理者、サービス管理責任者、地域生活支援員、地域移行支援従事者、地域定着支援従事者、相談支援専門員、計画相談支援に従事する者、障害児相談支援に従事する者 が対象。

4 修了した研修の名称欄は「地域生活支援事業の障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修」等と具体的に記載。

5 受講した研修の実施要綱、カリキュラム及び研修を修了したことを証明する書類等を添付してください。

地域移行支援サービス費 地域定着支援サービス費

1 地域移行支援サービス費

イ地域移行支援サービス費(Ⅰ) 3,504単位/月

ロ地域移行支援サービス費(Ⅱ) 3,062単位/月

ハ地域移行支援サービス費(Ⅲ) 2,349単位/月

(一)地域移行支援サービス費(Ⅰ)

ア 社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又は精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者である相談支援専門員を1人以上配置していること。

イ 前年度に地域移行した者が3人以上であること。

ウ 障害者支援施設又は精神科病院等と緊密な連携が確保されていること。

(二)地域移行支援サービス費(Ⅱ)

(一)に規定するア及びウの要件を満たす事業所であって、かつ前年度に地域移行した者が1人以上であること。

指定地域移行支援の提供に当たっては、地域相談支援基準又は地域相談支援報酬告示に定める以下の基準いずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。

(一) 地域移行支援計画の作成

(二) 利用者への対面による支援を1月に2日以上行わない場合

<地域移行支援・地域定着支援>

ピアサポート体制加算

100単位/月

利用者と同じ目線に立った相談・助言等を行うために必要な人員の配置等が行われている場合

退院・退所月加算

2,700単位

注1 略

注2 退院・退所月加算を算定する地域相談支援給付決定障害者が、精神科病院に入院した日から起算して3月以上1年未満の期間内に当該精神科病院から退院した者である場合には、更に1月につき所定単位数に500単位を加算する。

居住支援連携体制加算

35単位/月

住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。以下同じ。）又は同法第51条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「居住支援法人等」という。）に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1月につき所定単位数を加算する。

地域居住支援体制強化推進加算

500単位/月

注指定地域移行支援事業所の従業者が、当該指定地域移行支援事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）別表第一の八に規定する保健、医療及び福祉関係者による協議の場をいう。以下同じ。）に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該指定地域移行支援事業所において、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

地域定着支援サービス費

1 地域定着支援サービス費	
イ体制確保費	306単位/月
ロ緊急時支援費	
ロ緊急時支援費	
(1)緊急時支援費(Ⅰ)	712単位/日
地域生活支援拠点等の場合	+50単位/日
(2)緊急時支援費(Ⅱ)	95単位/日

日常生活支援情報提供加算 100単位/月

指定地域定着支援事業所の利用者のうち、精神科病院等に通院する者について、当該利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合において、当該指定地域定着支援事業所の従業者が、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該精神科病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況、生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.2 (令和3年4月8日)

創設するものであるため、各事業所の創意工夫による取組を後押しするよう運用することを想定している。このため、就労及び生産活動の一環として、「地域に出て取り組むこと」や「地域課題の解決のために取り組むこと」、「地域の方々と取り組むこと」などが、その対象の範疇となる。例示されたものについても、上記趣旨に合致するのであれば対象となり得る。

(地域協働加算②)

問24 「インターネットの利用、その他の方法により公表」とあるが、作業の様子や地域との交流の様子をブログで紹介した場合等も含まれると解してよいか。

(答)

貴見のとおり。

(7) 就労継続支援A・B型共通

(就労移行連携加算①)

問25 同一の法人内や多機能事業所内での就労移行支援事業所への移行も対象に含まれるか。

(答)

含まれる。

(就労移行連携加算②)

問26 当該利用者が就労移行支援の支給決定を受けた日の前日から起算して過去3年以内に就労移行支援の支給決定を受けていた場合は算定しないとするが、この場合の支給決定を受けた日の前日とは「支給決定期間の開始日の前日」という解釈でよいか。

(答)

貴見のとおり。

2. 相談系サービス

(1) 相談系サービスにおける共通的事項

(加算共通①)

問27 加算が複数創設されているが、既存の加算と支援の内容が重複する場合、どのように算定したらよいか。

(答)

以下に記載する例のとおり、同一の支援業務においては複数の加算を算定することはできないため、いずれかの加算を選択し請求を行う必要がある。

- ① 居宅介護支援事業所等連携加算における「情報提供」及び「会議参加」と入院時情報連携加算
- ② 居宅介護支援事業所連携加算における「会議参加」と退院・退所加算
- ③ 集中支援加算における「会議参加」と入院時情報連携加算(I)及び退院・退所加算

(加算共通②)

問28 記録の作成が必要な加算についてはどのように記録したら良いか。また、加算の算定要件となる業務の挙証書類については、基準省令で定める記録(相談支援台帳等)等に記載、保管することで足りることとされたが、具体的にどのような記載事項を想定しているのか。

(答)

各加算(体制を評価するものを除く)の算定を挙証するためには、該当する支援について、以下の表に掲げる事項を含む記録の作成が必要である。

これらは、基準省令第30条第2項に定める記録に必要事項の記載がある場合、別途重ねて記録を作成する必要はない。ただし、実地指導等において市町村等から求めがあった場合には直ちに提示できるよう整理し保管すること。

なお、個々の利用者ごとに相談支援を提供した都度作成する支援経過等の記録や会議録が基準省令第30条第2項に定める記録に含まれるものとして一体的に管理・保存されている場合、当該記録や会議録を含めて当該基準省令に定める記録として取り扱うことができる。

例えば、関係機関が主催する利用者の支援の方向性を検討する会議に参加し、その会議録を当該基準省令に定める記録の一部として一体的に管理・保存した場合、集中支援加算(会議参加)を算定する場合であっても、別途加算を挙証するための記録を作成することは不要である。ただし、他機関が作成した会議録等を受領し、そのまま自事業所の記録へ転用することは適切でなく、加えて少なくとも自事業所の記録様式に自らの所見(考察)等を記録することが必要である。

(平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(平成30年3月30日障害福祉課事務連絡)の別添資料2は廃止する。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.2 (令和3年4月8日)

加算名	記録に記載する事項
【利用者及び家族への面接に係る加算】 初回加算（重ねて算定する場合） 集中支援加算（訪問） 居宅介護事業所等連携加算（訪問） 保育・教育等移行支援加算（訪問）	・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・面接を行った年月日、場所及び開始時刻・終了時刻 ・面接の内容
入院時情報連携加算（1）	・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・機関名、対応者氏名 ・開催年月日、場所及び開始時刻・終了時刻 ・情報共有や情報提供等の概要
退院・退所加算 医療・保育・教育連携加算	・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・機関名 ・対応者氏名 ・開催年月日、場所及び開始時刻・終了時刻 ・情報交換等の内容、情報交換の結果からサービス等利用計画に反映されるべき事項
【会議の開催、参加に係る加算】 集中支援加算（会議開催、会議参加） 居宅介護事業所等連携加算（会議参加） サービス担当者会議実施加算 地域体制強化共同支援加算 保育・教育等移行支援加算（会議参加）	・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・開催年月日、場所、開始時刻・終了時刻及び出席者（氏名、所属・職種） ・検討内容の概要※（例：支援の経過、支援上の課題、課題への対応策） ※検討事項等に係る詳細については留意事項通知のとおり。
サービス提供時モニタリング加算	・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・訪問した機関名、場所及び対応者氏名 ・訪問年月日、開始時刻・終了時刻 ・確認した障害福祉サービスにおけるサービスの提供状況 ・サービス提供時の利用者の状況 ・その他必要な事項

（加算共通③）

問 29 体制を評価する加算（主任相談支援専門員配置加算、行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算、精神障害者支援体制加算、ピアサポート体制加算）を算定するためにはどのような手続きが必要か。

（答）

体制を評価する加算を算定するに当たっては事前に文書により届け出ることが必要である。届出に当たっての文書及び入院時情報提供書については、標準様式を参考とされたい。

（加算共通④）

問 30 令和3年度の報酬改定で創設された加算の中で、基本報酬を算定していない月でも請求可能な加算はあるか。

（答）

以下の加算については、基本報酬を算定しない月にものみ算定可能である。

- ①集中支援加算
- ②居宅介護支援事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算における「訪問」及び「会議参加」

（基本報酬（複数事業所による協働体制））

問 31 地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所による協働体制が確保されている場合、機能強化型（継続）サービス利用支援費を算定できるとされているが、具体的にどのような場合に算定できるのか。

（答）

留意事項通知で示しているとおり、協働体制を確保する事業所間において協定を締結していること、協働体制を維持できているかについて協定を締結した事業所間において定期的（月1回）に確認が実施されていること等の体制が確保されていることが必要になる。

なお、協働体制を確保する事業所間においては、人員配置要件や24時間の連絡体制確保要件について、複数の事業所で要件を満たすことを可能としているが、特定の事業所に対して過重な負担とならないようあらかじめ事業所間で十分協議を行い、役割分担を明示した協定を締結し、かつ、具体的な業務内容の分担を行うておくことが重要である。

（※障害児相談支援についても同様）

（基本報酬）

問 32 協働体制を確保すべき事業所間で締結すべき協定の事項は何か。

（答）

少なくとも以下に示す事項を含む協定を締結することが必要である。

協定の締結年月日、協定を締結する事業所名、協定の目的、協働により確保する体制の内容、協働体制が維持されていることの確認方法、協働する事業所の義務、協定が無効や解除となる場合の事由や措置、秘密保持、協定の有効期間。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.2 (令和3年4月8日)

(居宅介護支援事業所等連携加算)

問 33 「居宅介護支援事業所等連携加算」における障害福祉サービスの利用終了後6月の算定について、サービスの利用終了後に対象の支援を実施した場合はどのように算定するのか。

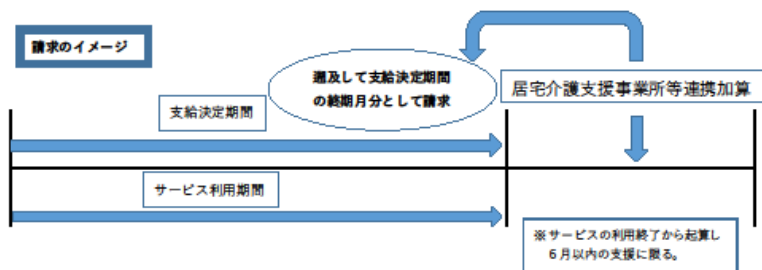
(答)

厚生労働省令(第34条の54)において支給期間は、サービス利用支援を実施する月から支給決定障害者等に係る支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定障害者に係る地域相談支援給付決定の有効期間のうち最も長いものの終期の月までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間とされている。

このため、以下に示す方法により算定すること。

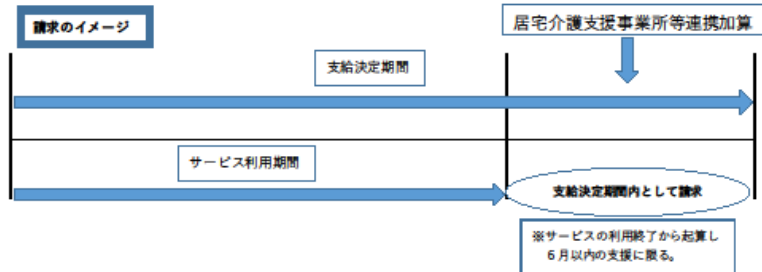
(i) 支給決定期間とサービスの利用終了月が同一の場合

サービス利用終了から起算して6月の範囲内で支援が終了した後に支給決定期間の終期月分として改めて請求すること。



(ii) 支給決定の有効期間内にサービスを受ける必要がなくなった(サービスの利用を終了した)場合

支給決定の有効期間内の支援として通常のとおり請求すること。



(i) の場合、①居宅等を訪問し、面接を行った場合、②居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加した場合については、原則として終期月に実施することとされている継続サービス利用支援と同月の請求となることから、国保連合会での一次審査のチェックは警告として市町村審査の対象となるため、市町村においては適正な請求であるか確認の上支給すること。

(ii) の場合において、サービスの利用終了に伴い、支給決定の取消しを行った場合※については、(i) と同様の方法によって請求を行うこと。

「保育・教育等移行支援加算」についても算定方法及び審査方法の取扱いは同様である。

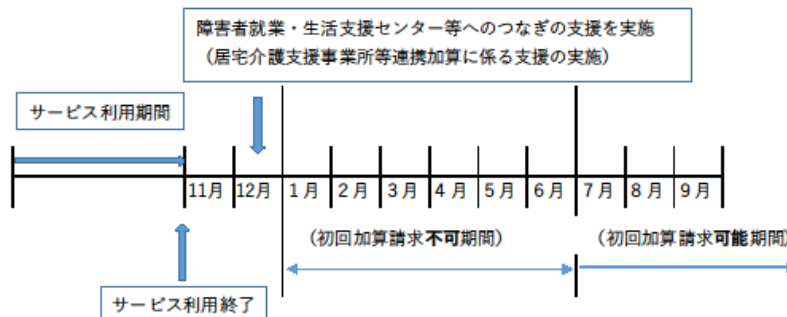
※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律【一部抜粋】
(支給決定の取消し)
第25条 支給決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該支給決定を取り消すことができる。
一 支給決定に係る障害者等が、第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等及び第三十条第一項第二号に規定する基準該当障害福祉サービスを受ける必要がなくなったと認めるとき。

(初回加算)

問 34 初回加算の算定月から、前6月において居宅介護支援事業所等連携加算を算定している場合は、初回加算を算定できないとされているが、具体的にはどのような場合か。

(答)

以下の図のとおり、居宅介護支援事業所等連携加算を取得した場合は、加算を取得した最終月から6月経過するまでは、初回加算を取得できないという趣旨である。



令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.2 (令和3年4月8日)

(居宅介護支援事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算、集中支援加算)
問35 居宅介護支援事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算、集中支援加算の連携先はどこまで含まれるのか。

(答)

それぞれ、主な連携先は以下を想定している。

加算名	連携(つなぎ)先
居宅介護支援事業所等連携加算 (介護保険への移行、進学、企業等への就職による障害福祉サービス利用終了時)	指定居宅介護支援事業所、指定居宅介護予防支援事業所、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、専修学校、大学、特別支援学校、企業及び障害者就業・生活支援センター
保育・教育等移行支援加算 (進学、企業等への就職による障害児通所支援利用終了時)	保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、専修学校、大学、特別支援学校、企業及び障害者就業・生活支援センター
集中支援加算	障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、障害児通所支援事業者、障害児入所支援施設、指定発達支援医療機関、病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、認定こども園、中学校、高等学校、専修学校、大学、特別支援学校、公的な支援機関や他法他施策に基づく支援機関(※)及び地方自治体 (※) 公的な支援機関や他法他施策に基づく支援機関の例 保護観察所、公共職業安定所、保健センター、地域包括支援センター、利用者支援事業、自立相談支援機関、包括的相談支援事業、多機関協働事業、居住支援法人、精神保健福祉センター、保健所、更生相談所、児童相談所、発達障害者支援センター、高次脳機能障害者支援センター、難病相談支援センター、地域生活定着支援センター、子ども家庭支援センター、配偶者暴力相談支援センター、女性センター

(集中支援加算)

問36 「集中支援加算」と「サービス担当者会議実施加算」におけるサービス担当者会議の要件はそれぞれどのように異なるのか。

(答)

「集中支援加算」の算定に係るサービス担当者会議については、臨時的な会議開催の必要性が生じた状況のもと、利用者に利用するサービスに対する意向等を確認し、かつ、支援の方向性や支援の内容を検討することを円滑に行う必要があることから、利用者や家族の会議への参加を算定の要件としている。

一方、「サービス担当者会議実施加算」は、モニタリングに際してサービス担当者会議を開催した場合に算定が可能である。モニタリングでは利用者との居宅等での面接を含め、別途利用者として接し、利用者の状況や解決すべき課題の変化を把握する機会があること等から利用者の会議出席を必須とはしていないものの、本人及びその家族の意向を丁寧に反映させる観点から、可能な限り参加を求めることが望ましい。

(居宅介護事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算)

問37 「居宅介護支援事業所等連携加算」、「保育・教育等移行支援加算」の算定に当たって「情報提供」を行う場合の「心身の状況等」(計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報)とは具体的に何か。

(答)

「居宅介護支援事業所等連携加算」等の対象として「情報提供」を行う場合の「心身の状況等」とは、「入院時情報連携加算」において具体的に掲げた内容(※)等の情報提供を指す。

(※) 当該利用者の心身の状況(例えば、障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など)、生活環境(例えば、家族構成、生活歴など)、日常生活における本人の支援の有無やその具体的な状況及びサービスの利用状況

(モニタリング)

問38 モニタリング標準期間について、利用者の状況に応じて標準以外の期間を設定してもよいか。

(答)

施行規則で示すモニタリング標準期間は、従前どおりあくまで市町村が決定する際の勘案事項であるため、利用者の状態等に応じて、標準期間が6月に1回のところを3月に1回としても差し支えない。

例えば、本人の特性、生活環境、家庭環境等により、以下のような利用者の場合、頻回なモニタリングを行うことで、より効果的に支援の質を高めることにつながると考えられるため、標準よりも短い期間で設定することが望ましい。

(具体例)

- ・生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- ・利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者
- ・その他障害福祉サービス等を安定的に利用することに課題のある者
- ・障害福祉サービス等と医療機関等との連携が必要な者
- ・複数の障害福祉サービス等を利用している者
- ・家族や地域住民等との関係が不安定な者
- ・学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化のおそれのある者
- ・就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者

また、下記に掲げる者は、上記の状況に該当する場合が多いと考えられるため、モニタリング期間の設定に当たっては、特に留意して検討すること。

- ・単身者（単身生活を開始した者、開始しようとする者）
- ・複合的な課題を抱えた世帯に属する者
- ・医療観察法対象者
- ・犯罪をした者等（矯正施設退所者、起訴猶予又は執行猶予となった者等）
- ・医療的ケア児
- ・強度行動障害児者
- ・被虐待者又は、そのおそれのある者（養護者の障害理解の不足、介護疲れが見られる、養護者自身が支援を要する者、キーパーソンの不在や体調不良、死亡等の変化等）

4. 障害児支援

(1) 障害児通所支援

(医療的ケア)

問 39 従来より看護職員加配加算等の算定対象となってきた「医療的ケア」について、「厚生労働大臣が定める医療行為」（令和3年厚生労働省告示第89号）として改めて示されたが、「医療的ケア」に係る「医療行為」の範囲が変更になったのか。

(答)

同告示は、従来より看護職員加配加算等の算定の対象となってきた「医療的ケア」について、障害児通所支援における医療的ケア児に係る基本報酬等の算定対象とする上で、改めてお示ししたものであるが、「医療行為」の範囲について新たな解釈をお示しするものではない。

相談支援従事者現任研修

相談支援専門員として従事するためには、相談支援従事者初任者研修を修了した翌年度を初年度とする5年度ごとの各年度末日までに、相談支援従事者現任研修を修了する必要があります。

年限までに現任研修を修了しなかった場合は、改めて相談支援従事者初任者研修を修了しなければ、相談支援専門員として従事できません。

(別紙1)

相談支援従事者現任研修の受講について

相談支援専門員として従事するためには、相談支援従事者初任者研修を修了した翌年度を初年度とする5年度ごとの各年度末日までに、相談支援従事者現任研修を修了する必要があります。
年限までに現任研修を修了しなかった場合は、改めて相談支援従事者初任者研修を修了しなければ、相談支援専門員として従事できません。

初任者研修修了年度別の現任研修受講年限は次のとおりです。

初任者研修修了年度	現任研修1回目 (この間に1回以上修了)	現任研修2回目 (この間に1回以上修了)	現任研修3回目 (この間に1回以上修了)
平成18年度 ※1	平成19年度～平成23年度	平成24年度～平成28年度	平成29年度～令和3年度
平成19年度 ※1	平成20年度～平成24年度	平成25年度～平成29年度	平成30年度～令和4年度
平成20年度 ※1	平成21年度～平成25年度	平成26年度～平成30年度	令和元年度～令和5年度
平成21年度 ※1	平成22年度～平成26年度	平成27年度～令和元年度	令和2年度～令和6年度
平成22年度 ※1	平成23年度～平成27年度	平成28年度～令和2年度	令和3年度～令和7年度
平成23年度 ※2	平成24年度～平成28年度	平成29年度～令和3年度	令和4年度～令和8年度
平成24年度 ※2	平成25年度～平成29年度	平成30年度～令和4年度	令和5年度～令和9年度
平成25年度 ※2	平成26年度～平成30年度	令和元年度～令和5年度	令和6年度～令和10年度
平成26年度 ※2	平成27年度～令和元年度	令和2年度～令和6年度	令和7年度～令和11年度
平成27年度 ※2	平成28年度～令和2年度	令和3年度～令和7年度	令和8年度～令和12年度
平成28年度 ※3	平成29年度～令和3年度	令和4年度～令和8年度	令和9年度～令和13年度
平成29年度	平成30年度～令和4年度	令和5年度～令和9年度	令和10年度～令和14年度
平成30年度	令和元年度～令和5年度	令和6年度～令和10年度	令和11年度～令和15年度
令和元年度	令和2年度～令和6年度	令和7年度～令和11年度	令和12年度～令和16年度
令和2年度	令和3年度～令和7年度	令和8年度～令和12年度	令和13年度～令和17年度

※1 平成18年度から平成22年度に初任者研修を修了した方で、かつその修了年度の翌年度から起算して5年度以内(1回目の現任研修を修了し、かつ初任者研修の修了年度の翌年度から起算して6年度から10年度以内)に、2回目の現任研修を修了していなければ、相談支援専門員の資格は失効していません。改めて「相談支援従事者初任者研修」を受講していただく必要があります。

※2 平成23年度から平成27年度に相談支援従事者初任者研修を修了している方は、その修了年度の翌年度から起算して5年度以内(相談支援従事者現任研修(1回目)を修了して6年度から10年度以内)に、2回目の現任研修を修了していなければ、相談支援専門員の資格は失効していません。改めて「相談支援従事者初任者研修」を受講していただく必要があります。

※3 平成28年度に相談支援従事者初任者研修を修了している方は、今年度までに現任研修を修了しなければ、相談支援専門員の資格は失効します。

変更届出等について

管理者、相談支援専門員等に変更があった場合は、原則として変更の日から10日以内に届出なければなりません。「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」を提出する際に、相談支援専門員以外に兼務先がある場合には、兼務先の勤務形態一覧表も併せて提出が必要になります。

届出に係る加算等の算定の開始時期

届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。）については、利用者や指定特定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとする。

加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

指定障害福祉サービス事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出すること。

様式第3号(第4条関係)

変更届出書

年 月 日

岡山市長 様

所在地
届出者 名称
代表者

印

次のとおり指定に係る事項を変更したので、

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の25第1項(第3項)

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の3第2項の規定により届け出ます。

事業所番号(一般相談支援・特定相談支援)									
事業所番号(障害児相談支援)									

指定内容を変更した事業所	名称	所在地
	サービスの種類	

変更があった事項	変更の内容
1 事業所の名称	(変更前)
2 事業所の所在地	
3 申請者の名称	
4 主たる事務所の所在地	
5 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	
6 定款・寄付行為等及びその登記事項証明書又は条約等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)	
7 事業所の平面図	(変更後)
8 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	
9 相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴	
10 指定地域相談支援の提供に当た者の氏名、生年月日、住所及び経歴	
11 運営規程	
11 相談支援給付費の請求に関する事項	
12 役員等の氏名、生年月日及び住所	

変更年月日 年 月 日

備考 1 該当項目番号に○を付けてください。
2 変更内容がわかる書類を添付してください。
3 変更の日から10日以内に届け出てください。

受 付 印

様式第2号(第3条関係)

相談支援給付費等の額の算定に係る体制等に関する届出書

平成 年 月 日

岡山市長 様

届出者 所在地
名称
代表者

印

このことについて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基礎的障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第125号)及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第126号)に基づき、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

名 称			
事業所 所在地	岡山市		
連絡先	電話番号	担当者	職名
	メールアドレス		氏名

届出を行うサービス・施設の種類	実施事業	指定年月日	届出の区分	届出に係る異動の年月日	変更項目
計画相談支援			1 新規 2 変更 3 終了		
地域移行支援			1 新規 2 変更 3 終了		
地域定着支援			1 新規 2 変更 3 終了		
障害児相談支援			1 新規 2 変更 3 終了		

特記事項	変更前	変更後

関係書類 別紙のとおり

備考 1 「実施事業」欄には、該当する欄に「○」を記載してください。
2 「届出の区分」欄には、今回届出を行う事業所又は施設について該当する数字を○で囲んでください。
3 「変更項目」欄には、別紙「指定障害児支援に要する費用の額の算定に係る体制等の状況一覧表」に掲げる項目を記載してください。
4 「特記事項」欄には、変更の状況について具体的に記載してください。

受 付 印

別紙

相談支援給付費の算定に係る体制等状況一覧表

事業所名										
一般相談支援事業所	事業所番号	3	3							
特定相談支援事業所	事業所番号	3	3							
障害児相談支援事業所	事業所番号	3	3							

事業の種類	該当する体制等		適用開始年月日
	地域区分	1 岡山市 2 その他	
地域移行支援	施設区分	1 I 2 II 3 III	年 月 日
	居住支援連携体制	1 非該当 2 該当	年 月 日
	ピアサポート体制	1 なし 2 あり	年 月 日
	地域生活支援拠点等	1 非該当 2 該当	年 月 日
地域定着支援	居住支援連携体制	1 非該当 2 該当	年 月 日
	ピアサポート体制	1 なし 2 あり	年 月 日
	地域生活支援拠点等	1 非該当 2 該当	年 月 日
計画相談支援	相談支援機能強化型体制	1 I 2 II 3 III 4 IV 5 なし	年 月 日
	行動障害支援体制	1 なし 2 あり	年 月 日
	要医療児者支援体制	1 なし 2 あり	年 月 日
	精神障害者支援体制	1 なし 2 あり	年 月 日
	主任相談支援専門員配置	1 なし 3 あり	年 月 日
	ピアサポート体制	1 なし 2 あり	年 月 日
障害児相談支援	地域生活支援拠点等	1 非該当 2 該当	年 月 日
	相談支援機能強化型体制	1 I 2 II 3 III 4 IV 5 なし	年 月 日
	行動障害支援体制	1 なし 2 あり	年 月 日
	要医療児者支援体制	1 なし 2 あり	年 月 日
	精神障害者支援体制	1 なし 2 あり	年 月 日

(相談支援) 指定関係様式集 変更届・廃止休止再開届等 加算に関する届出 <https://www.city.okayama.jp/jigyosha/000007739.html>